

法律紹介 1

独占禁止法改正

弁護士 坂田 均



- 1 独占禁止法改正法が平成25年12月国会で成立しました。公布の日（同年12月13日）から1年6月を超えない範囲内で施行されます。
- 2 今回の改正には二つの眼目があります。一つ目は、公正取引委員会（以下、公取委といいます）が行う審判制度の廃止です。公取委が行う行政処分（排除措置命令や課徴金納付命令）に対する不服審査を同じ公取委が行うのはおかしいとの批判を受けて改正されたものです。今後は、東京地方裁判所を第一審専属管轄とする抗告訴訟として不服が審理されます。大阪や京都地方裁判所では事件を受けません。
二つ目は、公取委の行政処分前の手続の整備（意見聴取手続に関する規則の制定）です。公取委の手続管理官（仮の名称）が主宰する手続で、①予定されて

いる排除措置命令の内容、公取委の認定事実、根拠となった証拠などを当事者に説明する機会をもち、②当事者は意見を述べ、証拠を提出し、公取委の審査官への質問をすることができます。また、③公取委の認定した事実を基礎づける証拠の閲覧や謄写が認められます。これらを整備することで行政手続として「手続保障」を充実させようとするものです。どのような証拠が開示されるのか（例えば、違反事実を疑わせる証拠は含むのか）、謄写できる供述調書の範囲はどこまでか（例えば、他社の従業員のものもできるのか）、また、弁護士と依頼者間の秘匿特権は認められるのかなど、解決すべき課題は多くあります。

- 3 手続保障との関係で注意すべきは、既に導入済みの違反行為事実の報告等を行った調査協力者に対する課徴金減免制度（いわゆるリニエンシー）です。この制度は導入早々有効な行政調査手続として機能していますが、事件関係者の防御の機会が十分保障されるよう、あわせて配慮していかなければなりません。
また、他の行政手続との整合性や、他国独禁法とのハーモナイゼーションも今後の課題となります。

法律紹介 2

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律

弁護士 志部 淳之介



- 平成25年12月4日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（以下「特例法」といいます。）が成立しました。
- これまで、消費者に生じた財産的な被害を回復することは困難とされてきました。しかし、特例法では、内閣総理大臣の認定を受けた「特定適格消費者団体」（以下、「団体」といいます。）という特別な団体が、被害を受けた多くの消費者の利益のために、被害回復裁判をすることができるようになりました。これまで泣き寝入りしてきた消費者の被害を集団的に回復できるという点で画期的な制度です。
- 以下、特例法の大まかな内容を説明します。
- 1 二段階の訴訟制度
この手続は、第一段階の「共通義務確認訴訟」と第二段階の「簡易確定手続」に分かれています。

2 第一段階の手続

団体が、消費者の利益を代表して訴訟を提起します（法3条、65条）。この訴訟では、事業者が、多数の消費者に共通する金銭支払義務を負っていることが確認されます（「共通義務確認訴訟」といいます。法2条4号）。

3 第二段階の手続

団体の申立てによって、簡易な手続で対象消費者の債権を確定する手続が行われます（以下、「簡易確定手続」といいます。法2条7号）。第一段階で、事業者が金銭支払義務があることは既に確認されているので、一定の場合を除いて¹債権が確定し、消費者に支払いがなされることとなります。

具体的な手続は、以下のようになります。

- ①団体は、対象消費者に第一段階の裁判の内容や手続などの必要事項を通知・公告します（法25条、26条）。
- ②対象消費者は、団体に自分の債権を届け出ることについて団体に授權を行います（法31条）。
- ③授權を受けた団体は、対象債権を裁判所に届出します（法30条）。
- ④裁判所によって対象債権が確定されます（法44条、47条）。
- ⑤事業者は、確定された債権について支払いを行います。

特例法が施行されるのは、同法が公布された日から3年以内とされていますが、未だ一般消費者に周知されているとはいえません。被害を受けた消費者が積極的にこの制度を利用できる環境づくりが急務といえるでしょう。

¹ 一定の場合とは、事業者が届出債権の内容について否認した場合等を指します（法42条）。